

○建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請（法第29条第1項）

申請の種類	床面積の合計	適合証等の提出がない場合	適合証等の提出がある場合	
			非住宅誘導基準適合証	住宅誘導基準適合証等
(1) 申請建築物について計画の認定を受ける場合		各区分に応じ当該区分に定める額		
ア 一戸建ての住宅		各区分に応じ当該区分に定める額		
(ア) 「誘導標準計算基準」	200㎡未満	34,000円	－	5,000円
	200㎡以上	37,000円	－	5,000円
(イ) 「誘導仕様基準」	200㎡未満	18,000円	－	5,000円
	200㎡以上	19,000円	－	5,000円
(ウ) 「誘導仕様・計算併用基準」	200㎡未満	25,000円	－	5,000円
	200㎡以上	28,000円	－	5,000円
イ 非住宅建築物、共同住宅等、複合建築物		各区分に応じそれぞれ当該手数料を合算した額		
(ア) 非住宅部分「誘導標準入力法等基準」		224,000円	10,000円	－
(イ) 非住宅部分「誘導モデル建物法基準」		86,000円	10,000円	－
(ウ) 住宅部分 「誘導標準計算基準」		67,000円	－	10,000円
(エ) 住宅部分 「誘導仕様基準」		32,000円	－	10,000円
(オ) 住宅部分 「誘導仕様・計算併用基準」		50,000円	－	10,000円
(2) 他の建築物に係る事項を計画に記載する場合		申請建築物及び他の建築物1棟ごとに、(1)のア又はイに規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額		

○建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請（法第31条第1項）

申請の種類	床面積の合計	適合証等の提出がない場合	適合証等の提出がある場合	
			非住宅誘導基準適合証	住宅誘導基準適合証等
(1) 計画に記載されている建築物について変更する場合 ((3)の場合を除く。)		各区分に応じ当該区分に定める額		
ア 一戸建ての住宅		各区分に応じ当該区分に定める額		
(ア) 「誘導標準計算基準」	200㎡未満	17,000円	－	3,000円
	200㎡以上	19,000円	－	3,000円
(イ) 「誘導仕様基準」	200㎡未満	9,000円	－	3,000円
	200㎡以上	10,000円	－	3,000円
(ウ) 「誘導仕様・計算併用基準」	200㎡未満	13,000円	－	3,000円
	200㎡以上	14,000円	－	3,000円
イ 非住宅建築物、共同住宅等、複合建築物		各区分に応じそれぞれ当該手数料を合算した額		
(ア) 非住宅部分「誘導標準入力法等基準」		224,000円	10,000円	－
(イ) 非住宅部分「誘導モデル建物法基準」		86,000円	10,000円	－
(ウ) 住宅部分 「誘導標準計算基準」		67,000円	－	10,000円
(エ) 住宅部分 「誘導仕様基準」		32,000円	－	10,000円
(オ) 住宅部分 「誘導仕様・計算併用基準」		50,000円	－	10,000円
(2) 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合 ((3)の場合を除く)		当該追加する建築物1棟ごとに、認定申請手数料の(1)のア又はイに規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額		
(3) 計画に記載されている建築物について変更し、かつ計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合		当該変更する全ての建築物について(1)の規定により算出した額及び当該追加する全ての建築物について(2)の規定により算出した額を合算した額		